

商標権侵害行為差止等請求事件

平成31年2月22日判決(東京地裁) 平成29年(ワ)第15776号

キーワード:商品の類比判断

担当 弁理士 今村 悠

1. 事案の概要

原告商標権を有する原告が、被告商品に付された被告標章が原告商標と類似するため被告が被告商品を販売等する行為は、原告商標権を侵害するとして、被告に対し、被告各標章を付した腕時計又は被告商品の販売等の差止めを求めるとともに、損害賠償金及び遅延損害金の支払を求め、侵害訴訟を提起した。

2. 結論

一部認容

3. 原告商標

商標 : **moto**

指定商品 :「第14類 時計」

登録番号 : 第4995373号

出願日 : 平成18年 3月24日 登録日 : 平成18年10月13日

4. 被告各標章







- 5. 争点
- (1) 原告商標の指定商品と被告商品の類否
- 6. 裁判所の主な判断(下線は筆者)
- (1) 原告商標の指定商品と被告商品の類否について
- ・指定商品の同一性について

原告商標の指定商品は「時計」であるところ、省令別表は、第14類の「九時計」「(一)時計」について、「腕時計 置き時計 懐中時計 自動車用時計 ストップウォッチ 柱時計 目覚まし時計」と定めている。

被告商品は、いわゆるスマートウォッチ(又はウェアラブルウォッチ)と呼ばれる商品であり、「Android Wear」というオペレーティングシステムを搭載し、スマートフォンと連携させることにより、電子メールの受信等の表示、音声コマンドによる検索サイトの利用等をすることができるほか、スマートフォンにインストールされたアプリケーションの操作をすることなどができる。

このような被告商品の内容や性質に照らすと、<u>被告商品は、その指定商品の区分としては、第9類の「情報処理用の機械器具」に該当し、第14類の「時計」(原告商標の指定商品)には該当しない</u>と解するのが相当である。

・指定商品の類似性について

指定商品の類似性の有無については、商品自体が取引上誤認混同のおそれがあるかどうかにより判定すべきものではなく、それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれがあると認められるか否かにより判断すべきであり、商品の品質、形状、用途が同一であるかどうかを基準とするだけではなく、その用途において密接な関連を有するかどうか、同一の店舗で販売されるのが通常であるかどうかなどの取引の実情をも考慮することが相当である。

スマートウォッチの市場には時計メーカーも参入し、IT企業のみならず、時計メーカーも腕時計等の時計に加えてスマートウォッチを製造、販売しているとの事実が認められる。また、販売状況を見ても、スマートウォッチと時計の売り場が共通している店舗もあり、原告及び被告の行った調査結果によれば、時計店の中にはスマートウォッチと腕時計の両方を取り扱っている店が相当程度あることがうかがわれ、ネットショッピングにおいても、スマートウォッチと腕時計のカテゴリーの区別は截然とせず、スマートウォッチを「腕時計・アクセサリー」の一つに分類しているショッピングサイトも存在する。そうすると、スマートウォッチと腕時計は、その販売分野においても共通若しくは近接しており、同一のウェブサイトや売り場で一緒に販売されていることも少なくないということができる。

さらに、スマートウォッチが時計としての機能を備えていることは争いがないところ、 証拠に現れているスマートウォッチの初期画面はいずれも時計であり、被告商品を製造したモトローラ・モビリティのウェブサイト及び同商品の取扱説明書においても、時計表示の被告商品の写真が掲載されるとともに、同商品が「時計」である旨の記載がされ、同商品を販売するインターネットサイトにおいても同様の説明がされていると認められる。そ うすると、スマートウォッチは、時計表示が付随的な機能にすぎない他の家電製品とは異なり、その主たる用途・使途は時計として使用することにあるというべきである。

加えて、スマートウォッチの購入者は特定の層ではなく、時計に関心を有する一般消費 者であり、ネットショッピングや小売店などで腕時計を購入しようとする一般の消費者に とって、スマートウォッチは、通常の腕時計等と並んで購入対象となるものであると認め られる。

また、スマートウォッチと時計とで<u>販売価格が大きく異なるとは認められない</u>ことも考え併せると、スマートウォッチと腕時計の需要者層は<u>重複している</u>ということができる。

以上のとおり、スマートウォッチと腕時計の製造業者の同一性、商品の広告・販売状況、 商品の用途、需要者の範囲等の事情を総合的に考慮すると、原告商標の指定商品である腕 時計及び被告商品に同一又は類似の商標を使用した場合には、同一営業主の製造又は販売 に係る商品と誤認されるおそれがあるというべきである。

したがって、被告商品は、原告商標の指定商品のうち「腕時計」と類似の商品であるということができる。

以上